

2018年6月議会 一般質問

2018年6月定例会市議会は、日本共産党福山市議会議員団を代表して、
村井あけみ市議と高木たけし市議が一般質問を行いました。

第1質問の内容をお知らせします。

市民のみなさんの暮らしを守り、より良い市政の実現に、全力でがんばります。

村井あけみ市議

6月21日
午前10時～



市民のみなさんの声を
議会に届けます！



1、市長の政治姿勢について -----	2
○米朝首脳会談と核兵器廃絶について -----	2
2、環境・衛生行政について -----	5
○大気環境保全について -----	5
○新しいごみ処理計画について -----	10
○呼吸器疾患の実態調査と支援について -----	15
3、建設・土木行政について -----	17
○福山駅前再整備について -----	17
○今後の公共事業の投資見込みについて -----	20
○川南土地地区画整理事業について -----	22
4、教育行政について -----	26
○生徒指導規程について -----	26
○普通教室への空調整備について -----	29

(1) 市長の政治姿勢について

① 米朝首脳会談と核兵器廃絶について

村井あけみ市議 核兵器の廃絶について、この間、朝鮮半島で、南北朝鮮の首脳会談が行われ、朝鮮半島非核化が宣言されるなど、新たな動きが起こり、6月12日には、初の米朝首脳会談が実現し、両国の合意文書の署名が行われました。

共同声明には、大きな柱が二つあり、一つは北朝鮮の完全な非核化の意思と、米国による北朝鮮の安全の保障が併記されたことです。

これらは、朝鮮半島の非核化を実現する上での最も基礎的な枠組みであり、持続的で強固な平和体制」の構築に向けた「包括的」な枠組みで合意した点に、歴史的な意義があります。

この間の世界の動きは、核兵器の脅威を取り除くのは、「核抑止力」ではなく、世論と外交の力であることを鮮明にしつつあります。

今、日本に求められていることは、憲法9条を持つ国の政府として、進展しつつある平和のプロセスを促進する外交的イニシアチブを発揮することではないでしょうか。

とりわけ重要なのは、核保有国の逆流に厳しく反対すると共に、核兵器禁止条約成立によって始まっている積極的な動きと共同して、大きな世論を築くことです。

また、世界で唯一の戦争被爆国である日本が、条約に署名・批准する政府をつくることこそ、国際的責務を果たすこととなります。

平和非核都市宣言を行っている福山市長として、政府に役割の発揮を強く求めることが必要です。

また、世論と運動の発展が急務であり、全ての国の核兵器の禁止と、廃絶にいたるまでの条約締結を求めている「ヒバクシャ国際署名」を、積み上げてゆくことが、ますます重要となっています。

平和首長会議は、2020年までの核兵器廃絶を目指す2020ビジョンを展開しています。

広島市のように、庁舎内に核兵器禁止署名コーナーを設け、市民の署名を大きく推進することを求めるものです。

以上、それぞれについてのご所見をお示めしてください。

市長 始めに、「核兵器禁止条約」の批准についてであります。

「日本非核宣言自治体協議会」などの活動を通じ、国に要望しているところです。次に、核兵器廃絶に向けた「ヒバクシャ国際署名」についてであります。

本市における核兵器廃絶に向けた取組は、私が会長を務める「原水爆禁止運動福

山推進連盟」の事業として取り組んでおります。

引き続き、「平和非核都市福山宣言」の趣旨をふまえ、核兵器のない社会の実現に向け、取り組んでまいります。

以上

(2) 環境・衛生行政について

① 大気環境保全について

村井あけみ市議 福山市では、長年、窓枠や雨どいに、黒くてざらざらの粉塵がふりつもる」「いくら床を拭いても、すぐ真っ黒になる」「新築した家の壁が、数年で薄汚れる」など降下煤塵に対する苦情が絶えません。

2017年度福山の環境によると、2016年度、市民から寄せられた公害苦情件数は304件、大気に関するものが163件・53.6%で、焼却に伴う煤煙の苦情が増加したと分析しています。

快適な市民生活を送るうえで解決しなくてはならない、福山市の環境保全上の課題であります。降下煤塵の低減についての取り組みをお示してください。また、降下煤塵の組成分析が行われていますが、この分析から推測される発生源はどこだと認識しておられるのか、具体的にお答えください。

市内には全国でも有数の生産量を誇るJFEスチール西日本製鉄所があります。新聞報道によると、同社は環境対策としてコークス炉の煙突からの黒煙を低減する煙道集塵機の設置を始め、「環境対策が地域住民の実感につながるようにする」と報じられています。

根本的な解決は、市民の切実な要求です。

千葉県のJFEスチール東日本製鉄所や神戸製鋼加古川製鉄所は、降下煤塵などの自主管理目標値を定め、その結果をホームページで公表しています。目標値の未達成については、降下煤塵対策委員会を発足させ、原因究明と対策の策定を行っているとのことです。

JFEスチール西日本製鉄所も、工場内の煤塵や硫酸化物、窒素酸化物などの測定分析を行っているとのことです。

また、構内清掃や、粉塵飛散対策として原料ヤードの散水、飛散防止材でのコーティング、防風フェンスを設置し、シュミレーション解析を行っているとのことです。

この解析結果や自主管理目標値の達成状況の公表を行うよう要請することが必要です。以上についての、ご所見をお示しください。

また、当社は、粗鋼生産能力を、2018年度から2020年度の中期経営計画で2200万トンをめざし、20年度以降は2300万トンをめざしたいとの見解を示し、現在、焼結機の増設やコークス製造施設の更新等、増産へ向けて設備投資を進行中と報じられています。

先般、浦項市から訪問いただいた浦項市国際協力観光課国際協力チーム長のパク氏は、議会の歓迎食事会の会話で「わが国の現代（ヒョンデ）製鉄所は、密閉型原料処理システムで、鉄鉱石や石炭などの原料の保管・運送に至る全過程を閉鎖しており、粉塵被害はない」と胸を張っていました。

この機会に、世界水準の、飛散防止対策を取り入れること、密閉型の施設とすることを申し入れてください。以上についてのご所見をお示し下さい。

また、温室効果ガスの排出抑制も重要です。地球温暖化の原因となる二酸化炭素について、日本は世界で5番目に多く排出しています。

日本工営株式会社が、平成28年3月に発表した温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度事業によれば、広島県の都道府県別温室効果ガス排出量は、千葉県、愛知県に次いで、第3位です。

業種別温室効果ガスの排出量では、鉄鋼業が突出した1位です。

粗鋼生産量を上げることに関連して、発電所や焼結機、高炉の稼働量が増え、二酸化炭素などの排出量も増加することが懸念されます。

大企業に対して、社会的責任を果たし、最良の知見と、最良の技術導入で、実効ある二酸化炭素をはじめ、温室ガスの削減を行なうよう、申し入れを行うことが必要です。また、新たな公害防止協定を結ぶことを求めるものです。以上それぞれについてのご所見をお示しくください。

市長 始めに、**降下ばいじんの低減**であります。

大気汚染防止法に基づき、規制対象工場に対して定期的な立入検査を行い、特定施設及び排ガス処理施設の管理状況等の確認、及び行政検査を実施するなど、監視を行っているところであります。

次に、降下ばいじんの発生源についてであります。

発生源については、工場や自動車からの排気ガス、道路等からの土砂の巻き上げなど、多岐にわたるものです。

製鉄所における環境対策については、事業者からの大気汚染物質など自主測定結果の報告により、公害防止協定に基づく目標値の達成状況を把握し、遵守していることを確認しております。

なお、事業者によるばいじんに関する様々な対策の検討や、自主測定結果の公表

につきましては、事業者が判断すべきものであります。

次に、粉じんの飛散防止対策等についてであります。

飛散防止対策など、手法の選定については、事業者が判断すべきものであります。

次に、温室効果ガスの削減については、現在、「福山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直しを行っており、新たな計画では、産業部門も含めた削減量目標について議論をしているところです。
なお、事業者ごとの新たな協定は考えておりません。

② 新しいごみ処理計画について

村井あけみ市議 福山市は、現在の RDF の供給先である福山リサイクル発電事業が、2023年度に事業を終了予定であること、西部清掃工場、新市クリーンセンター、深品クリーンセンターの施設が老朽化したとして、2024年稼働開始予定で、新たな、ごみ処理施設を整備するとしています。

また、府中市、神石高原町を含めた広域処理体制を想定し、日量200トンの焼却炉3基、合計日量600t、24時間稼働の施設を整備することです。

この整備計画の問題点について、質問いたします。

1、ごみ処理の広域化は、どこでどのようなごみが排出されたのか把握しにくいなどの問題を生じます。他自治体のごみの引き取りは行わず、福山市は市内の廃棄物処理に限定すべきです。自区内処理の原則を守ることを求めます。

2、大量焼却は、分別、リサイクルなどが乱雑になり、きめ細かな再資源化が後退することとなります。市民との協働で、分別を細分化し、徹底的な再資源化を行うことを求めます。

3、廃棄物を一か所に集中して焼却することによって、環境リスクを一部の地域に背負わせることとなります。

また、搬出入車両台数は日量800台の予定で、長距離の運送により、輸送燃料が増加し、排気ガスや騒音、振動等の環境悪化が路線地域に集中することとなります。

福山市民に、他自治体の環境リスクを背負わせないこと、また、福山市内でも、現行の焼却炉の更新や改修を行い、環境リスクの分散を行うことを求めるものです。

ご所見をお示しく下さい。

次に、次期焼却炉の建設計画についてです。

計画では、箕沖の県の埋立地を購入し、200tの焼却炉3基を設置するというものです。

一度、民間企業に運転管理を委託すれば、人も技術も保守管理も、委託企業が行うこととなり、自治体固有の任務を持つごみ処理が、私企業への仕事提供ともなりかねません。

市が管理運営について責任をもつ直営を堅持すること、運転管理にかかわる技術者を市の正規職員として確保し、必要な技術や知識を養成・継承することを前提とすることを求めるものです。

焼却炉については、ストーカ式焼却炉、シャフト炉式ガス化溶解方式、流動床式ガス化溶解方式のいずれかを採用予定で、462億3000万円

の設置予算とのことです。

3月の文教経済委員会で、わが会派の委員が中国・四国地方の中核市における、ごみ処理施設の建設単価を質問いたしました。

これに対して、下関市トン当たり6220万円、高松市4630万円、松山市5600万円、高知市5500万円と答弁しました。

福山市の新しい焼却炉の建設単価は、トン当たり7705万円と高いものとなっています。

どうしてこのような高価な建設費となるのか、改めて積算単価について、ご説明ください。

また、入札方式等、契約の在り方を、お示してください。

次に、ごみ処理費の負担について、伺います。

府中市は、指定ごみ袋による家庭ごみ処理有料化を実施しています。

大袋45リットル10枚で367円、中袋20リットル・200円、小袋10リットル・126円です。

府中市民から「生活がぎりぎりなのに、ごみを出すにもお金がかかり、負担です」「税金を払って

いるのに、ごみまでお金を取る」などの声を聞くところ です。

今後、ごみ処理コストが増高することや府中市との公平性を理由に、福山市のごみの有料化を行わないことを強く求めるものです。

ご所見をお示しく ださい。

市長 次に、新しいごみ処理計画についてであります。

始めに、広域処理についてであります。

次期ごみ処理施設整備につ きますては、現在の焼却炉は、既に耐用年数を経過し、老朽化していることや、国の方針や県計画に基づき、経済性、環境性などからも有利なことから広域の処理体制とするものであります。

次に、次期焼却炉の建設計画についてであります。

次期ごみ処理施設については、今年度「次期ごみ処理施設整備基本計画」を策定することとしており、今後、詳細な施設整備費などを検討していくこととしております。

また、管理運営体制、発注・入札方式等についても安価で効率的なものとなるよ

う検討することとしております。

なお、福山市は、現時点では、ごみの有料化を行う予定はありません。

以上

③ 呼吸器疾患の実態調査と支援について

村井あけみ市議 福山市では、近年小中学生のぜんそく罹患率は、最近の10年間、2.4%ないし3.2%で推移しています。

地域的に、ぜんそくの児童生徒の出現率には差がありますが、最近の特徴は、中学生になっても尾を引き、小児ぜんそくが青年期まで続く、中には大人になっても完解しないという例もあります。市内のあるぜんそくの中学生を持った母子家庭のお母さんは、「吸入剤があれば、楽になるのだけれど、医療費は3割負担だし、吸入剤は高いので、病院に行けない」と、嘆いています。

一方、1974年、大気汚染によるぜんそくなどの公害被害を補償するための保障法が制定されましたが、国は、1988年に大気汚染指定が解除されたことにより、現在、法に基づく新規患者を認定しておりません。

環境再生保全機構の2005年の調査では、大気汚染がぜんそくに及ぼす影響について、現在も可能性は否定できないとしています。

ぜんそくの罹患にPM2.5が関与しているとの報告もあり、自動車排ガスとの複合的影響も無視できません。

国に対しては、煤塵被害のある地域や道路沿線のぜんそく実態の調査を求めるとともに、医療費助成制度の創設を求めてください。

市としては、小児ぜんそくが慢性化しないよう、児童生徒の治療状況を調査すること、医療費の助成を行うことを求めるものです。

以上についてのご所見をお示しくください。

市長 次に、呼吸器疾患の実態調査と支援についてであります。

小児ぜんそくと診断されている児童生徒については、各学校で、毎年度初めに行っている定期健康診断や保健調査によって把握しています。

次にご医療費の助成についてであります。本市では、小児慢性特定疾病医療費助成制度において気管支ぜんそくに対して、医療費の助成を行っております。

なお、国に対してぜんそく実態調査を求めることは、現在のところ、考えておりません。

以上

3、建築都市行政について

①福山駅前再整備について

村井あけみ市議 福山市は、福山駅周辺整備に向け、おおむね20年間の再生ビジョンを策定しました。

この駅前エリアと駅周辺エリアに、ハード事業として、福山城公園と中央公園のPark-PFI導入、福山駅北口広場整備事業、福山駅北側と、伏見町周辺地区の周辺道路の歩行空間整備事業を掲げ、

ソフト事業として、リノベーションスクールの開催、福山城公園の夜間景観照明の整備、自転車利用促進事業などを上げています。

今年3月、国土交通省は内閣府と連携し、地方再生のモデル都市32を選定し、福山市も選定されました。

今後、国土交通省と内閣府は、国やUR都市機構の職員による地方再生パートナー制度を含め、各種の支援メニューにより、モデル都市の取組を、3年間、集中的に支援し、目に見える形での都市の再生を目指すとしています。

これらの事業について、国土交通省から、今後、人的支援、財政的支援はどのように行われるのか、その具体をお示しくください。

国土交通省は、「地域の稼ぐ力の向上」を謳っています。

駅南側では、「福山と一歩ホテル」と旧商業ビル「キャスパ」を大手不動産事業者と地場企業が再開発する意向を示しています。利潤を追求するためには、土地の高度利用による高層ビルを建設する可能性もあります。

一方、市長は、福山城築城400年に向け、周辺の風致地区に限らず、市中心部の建築物の高さを制限する方針を示しています。この再開発ビルについての高さ制限の適用については、どのように考えているのか、お示してください。

事業者とのコンセンサスの一致はどのように図ってゆくのか、また、このような民間再生への公的財政支援は行われるのかどうか、市長のご所見をお示してください。

市長 次に、福山駅前再整備についてであります。

まず、「地方再生のモデル都市」についてであります。

福山駅前再生に関して、今年度から3年間、国から集中して社会資本整備総合交付金などの財政支援を受けることができます。

また、人的支援として、国土交通省や内閣府、独立行政法人 都市再生機構の職員によるデザイン会議への参加や本市との

意見交換など、支援を受けることができます。

福山城周辺の建築物等の高さ制限につきましては、今年度、建築物等の現状調査などを行い、地権者や専門家等の意見を開くとともに福山市景観審議会などに諮りながら、進めてまいります。

公的財政支援についてであります。

事業者から、福山駅前再生ビジョンに沿って事業化を検討中であると伺っています。

福山駅前のエリア価値が高まるよう事業者と連携を図りながら、今後、事業計画が具体化する中で、必要に応じ、支援を検討してまいります。

以上

② 今後の公共事業の投資見込みについて

村井あけみ市議 次に、福山駅前デザイン会議の初会合では、「都市・地域再生プロデューサーが、質の高い民間・公共投資を駅前に集積させることが大切」と指摘したとのこと。どのような公共投資を想定しているのか、お示してください。

福山駅前エリアと周辺エリアには、相当数の公共事業の展開が図られることになると思料いたしますが、今後の20年間に、いくつの事業展開をするのか、どれくらいの公共投資が予測されるのか、見通しをお示してください。

さらに、福山市の全体を見る時、総合体育館の建設と周辺整備、北産業団地第2期工事、福山沼隈道路をはじめ、都市計画道路の建設などなど、公共事業が目白押しです。

これらの事業推進による税金投入や市債の増高は、暮らし・福祉予算を圧迫することを懸念するものです。また、人口減少社会の到来と言いながら、新たな財政投資が行われ、後年度負担が増加することを懸念するものです。

今年度末の市債残高は、1477億8200万円、市民一人当たり31万円余ですが、今後、市債残高と市民一人当たりどの程度を見込むのか、また、投資的経費の総額見通しについてお示してください。以上それぞれのご所見をお示してください。

市長 次に、今後の公共投資の見込みについてであります。

福山駅前再生に係る公共投資の内容及び投資額については、今後、福山駅前デザイン会議における様々な調査や議論などを踏まえ、事業内容が確定していく中で明らかになっていくものであります。

次に、今後の投資的経費と市債残高の見込みについてであります。

スケジュールや事業費などは、今後確定していくこととなりますが、福山駅前再生などの都市基盤整備や、小中学校の校舎改修などの教育環境整備のほか、福山城をはじめとする文化財の保存・活用など、本市の将来の発展に向けて必要となる事業にあてられる投資的経費は増加していくものと考えております。

また、投資的経費の増加に伴い、その財源の一つである市債の発行額も増加していくことが想定されることから、市債残高につきましても、増加するものと見込んでおります。

以上

③ 川南土地区画整理事業について

村井あけみ市議 本年3月、市は区画整理区域の地権者と学区住民に対して、新ビジョン策定に向けた3つの案の意向調査を実施しました。

その結果、「区画整理事業は行わず、都市計画道路と市道を新設」の案と「区画整理事業を従来の27haから11haに縮小した上で同事業を実施」の案の意見が拮抗したため、11haの区画整理区域の80件の地権者へ、5月に再度意向調査を行いました。

「区画整理事業に協力しない」が19件、「同事業に協力する」が41件、「未記入」が4件と、合わせて64件の地権者から回答が寄せられたとの事です。

未記入と未回答は、多数意見として集約したとのことですが、80件の地権者のうち「区画整理事業に協力する」と明確に回答した地権者は51%しかなく、3分の2に達していません。

区画整理事業は、個人の土地の所有権に関する問題であり、これまでの教訓から、住民合意なしに事業が進まないのは明らかであり、地権者の全員同意が必要です。ご所見をお示し下さい。

未記入の4件や、「区画整理事業に協力しない」と回答した19件の地権者に対し、丁寧な対応が求められます。また、返信のない16件の意向確認を行うことが求められます。今後の取り組みについてお示し下さい。

同事業はショッピング・モールの設置が前提になっており、周辺の小規模商店への影響が懸念されます。11haの区画整理区域内と周辺地域の店舗数についてお示し下さい。

川南近隣には、「フジグラン神辺」や、「フレスポ神辺モール」など、すでに大規模な商業施設があります。新たなショッピング・モールの出店は、交通量の増加による環境破壊や交通事故、商店への壊滅的な打撃など、地域のまち壊しにつながります。ショッピング・モールが進出した場合の地域の影響について、認識をお示し下さい。

区画整理事業法の第1条は「区画整理事業は、健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」と定めています。また、第2条には、「公共施設の整備または、変更に関する事業」とあり、この法律の「公共施設」とは、「道路、公園、広場、河川、その他政令で定める公共の用に供する施設」とされています。

ショッピング・モールは営利目的の施設であり「公共の施設」とは言えないのではありませんか。

しかも、区画整理区域内の34.5%の面積をショッピング・モールが占める事業を市施行で行うことは、市民理解が得られないのではありませんか。事業の展開についてはなお慎重な検討を行うことを求めるものです。ご所見をお示し下さい。

市長 次に、川南土地区画整理事業についてであります。

まず、地権者の合意形成についてであります。

川南地区は、交通条件や地理的条件に恵まれた地区にも関わらず、土地区画整理事業等に合意が得られないことから約50年、まちづくりが停滞しています。

このため、新たな「まちづくりビジョン」の作成に向けて、土地区画整理審議会の委員で構成する協議会を設置し、これまでに13回の協議を重ねてきました。

こうした中、本年5月の意向調査では、道路整備と土地区画整理事業を組み合わせた案に対し、対象者数の3分の2を超える地権者から、協力が見込める結果となり、同案がベース案として選定されました。

今後も、調査結果等を地権者や学区住民

へ、丁寧に説明し、意見もしっかり伺う中で、より多くの関係者から合意が得られる新ビジョンを作成していく考えであります。

次に、川南地区における現在の店舗数につきましては、ベース案の土地区画整理区域内には、葬祭会館も含め 3 施設があり、周辺地域では、幹線道路沿いを除くと、10 数店舗が点在しております。

次に、ショッピングモールが進出した場合の地域への影響につきましては、モール内の業種や規模等が不明な現段階では、お示しできません。

いずれにいたしましても、今後は、多くの方々の意見を反映した新ビジョンを作成し、誰もが安心・安全で快適な、生活空間の整ったまちづくりを推進してまいります。

以上

4、教育行政について

①「生徒指導規程」について

村井あけみ市議 昨年、大阪府の高校で、生まれつき髪の色が茶色の生徒が黒染を強要され、精神的被害を受けたとして、訴訟となり、大きな反響を呼びました。

髪の色や髪形のきまり、眉を整えてはいけない、スカートの長さや下着の色は白など、学校空間でしかありえない厳しい決まりは、ブラック校則と呼ばれ、各地から、このような不合理な校則を見直そうという動きも起きました。

福山市では、生徒指導に関わり、例外なき厳罰主義に基づく生徒指導規程が定められ、別室指導などが行われてきました。校内で、このような指導に反発した生徒が暴力をふるった、器物損壊があったとして、警察に逮捕される事例が続発しました。

厳罰は、学校を重苦しいものとするだけでなく、ブラウスやカッターシャツの第1ボタンをはずして下着の色を確認したり、化粧をしているか、眉を描いてはいてはいないかと、ふき取り検査をするなどの人権侵害も起きました。

この福山の教育現場と、それに傷ついた生徒の

状況は、教育学者からも注目され、国連子どもの権利委員会に、広島県東部の学校の人権侵害の実態としてカウンターレポートが出され、国会でも福山市を例示して、「合理性に欠ける」決まりは改めるよう質問が行われました。

市議会でも、わが会派は、生徒の行動に厳罰を当てはめるのではなく、どうしてそのような行動になったのかなど、一人ひとりの生徒の心に寄り添った指導を行うとともに、生徒指導規定を抜本的に改めることを求めてきました。

さらに、生徒や教職員がよく話し合い、保護者も納得のゆく必要最低限度の校則に改めることを求めてきたところです。

新年度、生徒指導規程の見直しについて、どのような取り組みを行ったのか、また、どのような見直しが行われたのか、現在の進捗状況と内容についてお示しくください。

教育長 始めに、**生徒指導規程**についてです。

文部科学省及び広島県教育委員会からの通知等に基づき、児童生徒全員が安心して安全な学校生活を送れるとともに、一人一人の規範意識や自律心を高めるために、

各中学校区で基準をそろえながら、各学校が生徒指導規程を作成しています。

生徒指導規程に示している学校の指導方針などは、入学説明会・PTA総会・学校便りなどで児童生徒及び保護者に周知するとともに、この間それぞれの意見も参考にしながら、服装や頭髪などの見直しを行ってきています。

今年度は、福山100NEN教育3年目「子ども主体の学び 全教室展開 学びが面白い」をテーマに取り組んでおり、生徒指導規程においても、各中学校区、各学級の実態、外国籍やLGBTなどの多様性や違いをこれまで以上に認め合う社会への変化などを踏まえ、児童生徒が主体となって「考え・作り・守る」ものに作り直す必要があると考えています。

② 普通教室への空調設備について

村井あけみ市議 今年も、暑い夏が予測されます。

文部科学省が行った平成29年度の空調設置状況調査では、普通教室の設置率は49.6%、特別教室は34.6%で、この3年間で設置率が大きく伸びています。

福山市の公立小中学校の保有する1500の普通教室への空調設備設置は57教室、3.8%で、県内23自治体の18番目に低い状況です。大竹市、海田町、大崎上島町は100%、広島市は95.4%です。

文部科学省は、学校環境衛生基準を一部改正し、これまで「10度以上30度以下」であった望ましい室温は、「17度以上28度以下」に変更されました。

4月2日付で室温の見直しが全国の教育委員会に通知されたとのことですが、市教育委員会はどのように受け止めたのか、また、教室の28度超えは何日くらいあるのか、お答えください。

空調設備の設置計画は作成されているのか、完了目標年度はいつなのか、進捗状況についてお示しくください。

教育長 次に、普通教室への空調設備についてです。

始めに、学校環境衛生基準の一部改正による室温の見直しの受け止めについてです。

この改正は、熱中症などの発生に、より留意する必要がある内容であると受け止めています。

なお、熱中症予防の観点から、通知による基準に基づき、温度や湿度の把握を定時に行うとともに、日々の健康観察や水分補給など、適切な学校環境衛生の保持に、引き続き取り組んでまいります。

次に、教室の室温についてです。

2017年度（平成29年度）の教室の温度測定については、夏休み期間中を除く、6月19日から9月末日までの授業日において、小学校15校、中学校5校の普通教室で、午前10時と午後2時に測定しました。

28度を超えた日数は、20校平均で、6月は午前が1日、午後が5日、7月は、午前、午後ともに11日、9月は、午後が3日、午後が9日でした。

空調設備の設置については、児童生徒の体温調節機能や、暑さ・寒さへの適応能力を育むといった視点もあり、成長期にある

子どもの健全育成の観点も踏まえる中で、
検証する必要があると考えています。

現在、学校施設の耐震化、中学校給食を
最優先課題として、取り組んでおり、今後、
耐震化の進捗状況や長寿命化などの取組
と併せ、事業手法等も含め検討してまいり
ます。

以上